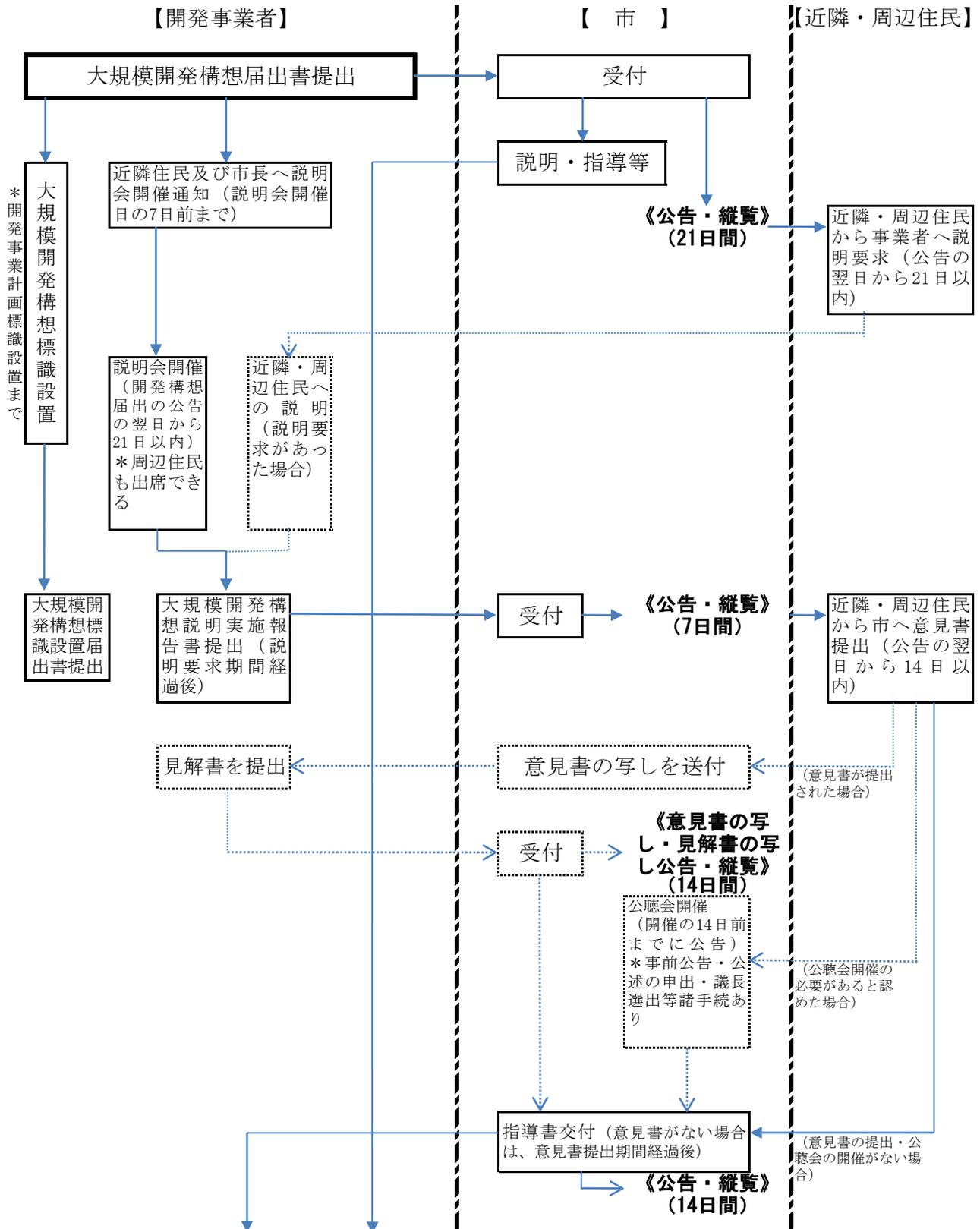


大規模開発事業手続の流れ



* 以降、開発事業事前協議の手続へ

【注意】

都市計画法第29条に基づく許可が必要となる事業の場合は、開発事業事前協議の手続に移るまでに市と東京都の間で開発調整会議が実施され、調整結果が東京都から事業者に連絡されている必要があります。

開発調整会議の開催に当たっては、市の大規模開発構想の手続と並行して東京都への事前相談(相談カードの提出)が必要となりますので、あらかじめご留意ください。